

第 3 3 回 大垣市都市計画景観審議会議事録  
(令和 6 年 1 0 月 1 8 日)



## 第33回 大垣市都市計画景観審議会議事録

第33回大垣市都市計画景観審議会を、令和6年10月18日（金）市役所4階情報会議室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

### 議 題

- 1 第1号議案 大垣市立地適正化計画の変更について
- 2 第2号議案 大垣市景観計画の変更について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

### 出席委員

車戸会長、岩井豊太郎副会長、臼井委員、竹内委員、田中委員、林委員、石川委員、岩井哲二委員、日比野委員、梅崎委員、吉田委員（代理出席：大垣警察署 交通第一課長 中尾氏）、板垣委員、高木委員、岩下委員、佐竹委員

### 欠席委員

井口委員、溝口委員、安田聖子委員、安田光利委員、広瀬委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

大垣市長

石田 仁

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 都市計画部長             | 河瀬 良康 |
| 都市計画課長<br>(計画調整担当) | 佐竹 一仁 |
| 都市計画課長             | 清水 克人 |
| 都市計画課主幹            | 伊藤 孝弘 |
| 都市計画課主幹            | 廣島 功二 |
| 都市計画課主幹            | 高田 康成 |
| 都市計画課主幹            | 松原 寛典 |
| 都市計画課主幹            | 桐山 知弘 |

本日の書記は、次のとおりである。

|         |       |
|---------|-------|
| 都市計画課主任 | 矢田 佳大 |
| 都市計画課主事 | 河合 姫那 |

(開会時刻 午後1時00分)

事務局  
(都市計画部長)

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、第33回大垣市都市計画景観審議会を始めさせていただきます。

私は、都市計画部長の河瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回も、Web会議併用のハイブリッド会議として開催しております。4名の委員様がZoomによるリモート出席でございます。本審議会がスムーズに進行できますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の委員様の出欠状況ですが、井口委員様、溝口委員様、安田聖子委員様、安田光利委員様、広瀬委員様のご都合によりご欠席でございます。

また、吉田委員様もご都合によりご欠席でございますが、大垣警察署交通第一課長の中尾様に代理でご出席いただいております。

本日は、8月の委員改選後、初めての審議会でございます。今回は前期よりご継続いただいた16名の委員に加え、4名の方に新しく委員にご就任いただきました。

皆様のご紹介につきましては、お手元にお配りしてございます名簿、席次表をもちまして、ご紹介にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

皆様には、本市の都市計画行政の円滑な運営のため、お力添えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会でございますが、委員の皆様の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、大垣市都市計画景観審議会設置条例第6条第3項の規定によりまして、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり、石田大垣市長がごあいさつ申し上げます。

石田 大垣市長  
事務局  
(都市計画部長)

あいさつ (略)

ありがとうございます。ここで、市長は他の公務のため退席させていただきます。

#### ※ 市長退席

本来であれば、ここで会長に議事進行をお願いするところでございますが、委員の改選により、会長・副会長がまだ決まっておりませんので、会長・副会長が決まるまでの間、事務局の方で進行させていただきます。

それでは、お手元の議案集の最初にございます「会長の選任について」と次ページの大垣市都市計画景観審議会委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

大垣市都市計画景観審議会設置条例第5条の規定により、学識経験者の9名の中から皆様で選出していただくこととなっております。

それでは、いかが取り計らったらよろしいでしょうか、お諮りしたいと存じます。

委 員

これまで審議会の運営に大変お世話になっておりました、車戸委員に引き続きお世話になればと思いますので、皆さんにお諮りいただきたいと思います。

事務局  
(都市計画部長)

ありがとうございます。ただ今、■■■■委員から■■■■委員のご推薦がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。

委 員

異議なし

事務局

(都市計画部長)

ありがとうございます。ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、会長は■■■■委員にお願いしたいと存じます。

それでは■■■■委員、会長席の方へお願いいたします。

会 長

はい。

※ 会長席へ移動

事務局

(都市計画部長)

早速で誠に恐縮ではございますが、ここで■■■■会長から就任のごあいさつをいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、ご推薦いただきました、■■■■でございます。引き続き、頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

(都市計画部長)

ありがとうございました。続きまして、副会長でございますが、条例第5条第2項の規定によりまして、会長が委員の中から指名をすることとなっておりますので、■■■■会長様からご指名をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長

はい。長年、県議会議員として、広い見地でご活躍されております■■■■委員に、引き続き副会長としてお助けいただきたいと思います。

事務局  
(都市計画部長)

ただ今、■■■■会長からご指名がございましたので、引き続き■■■■委員に副会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、■■■■委員、副会長席の方へお願いいたします。

※ 副会長席に移動

それでは、ここで■■■■副会長から、ごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

副会長

ただ今、■■■■会長からご指名いただきました■■■■と申します。私は、この会議は農業委員会の立場から参加しておりますが、都市計画に関しては私自身も非常に関心がありますので、勉強しながら、車戸会長を副会長として精一杯応援していきたいと思えます。

また、先程、市長さんが、大垣のまちづくりの根幹をなすものだとお話しされましたが、私も委員の一人として、よりよい大垣市になるように皆さんと一緒に将来に向けたまちづくりを考えていきたいと思えますので、ご協力の程お願いいたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局  
(都市計画部長)

ありがとうございました。

それでは、これよりの進行は、条例第6条第2項の規定によりまして、■■■■会長をお願いしたいと存じます。

■■■■会長、よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

冒頭に事務局から説明がありましたとおり、本日もWeb会議併用開催となっております。つきましては、「大垣市都市計画景観審議会におけるWeb会議システムを利用した会議運営について」に則り、議事を進行させていただきたいと存じます。

出席や退席の扱いはこの指針のとおりとさせていただきますので、ご承知おきください。

本日の議事録署名者でございますが、梅崎委員様と、板垣委員様にお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の審議会におきまして、          町の      様から傍聴希望がございますが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

※ 委員より異議なし

それでは、審議会の傍聴を許可します。

※ 傍聴者入室

それでは、本日の議案の審議に入りたいと思います。

本日の議案は、2件ございます。

なお、本日お諮りする2議案につきましては、本日の審議会事務局から内容の説明を行い、次回の審議会継続審議とさせていただく予定でございます。

では、第1号議案といたしまして、令和6年8月30日付け都第150号で諮問がございました「大垣市立地適正化計画の変更について」を議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局  
(都市計画課長)

はい。都市計画課計画調整担当課長の佐竹でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案「大垣市立地適正化計画の変更について」のご説明をさせていただきます。

本市では、平成30年4月に本計画を策定し、コンパクトなまちづくりに取り組んでおり、本年3月には、計画策定から5年が経過したことに伴い、当審議会におきまして、目標値に対する達成状況等の中間結果を報告させていただきました。

本年度は、計画策定からこれまでに行われた法改正や、関連計画の改定等を反映するため、防災指針の作成をはじめ、都市機能誘導施設の追加や文言の修正等を主な内容とする改定を行うものでございます。

修正箇所につきましては、第1号議案の計画書本編に、朱書きで表示させていただいております。

なお、本改定にあたり、パブリックコメントを10月1日から10月30日までの期間で実施しております。

それでは、改正点をお伝えする前に、まず、立地適正化計画とは、どのような計画か、簡単にご説明いたします。

第1号議案 参考資料の、「大垣市立地適正化計画概要版」をご覧ください。

1ページ目下段の「計画の前提」をご覧ください。

「計画区域」は、都市計画区域である大垣地域、墨俣地域としております。

「目標年次」は、上位計画である大垣市都市計画マスタープランが展望する令和22年としております。

1ページの冒頭に戻りまして、「立地適正化計画の趣旨」でございしますが、全国的に急激な人口減少と高齢化が

進む中で、拡散した市街地のままで人口が減少すれば、今まで身近に利用できた医療、福祉、商業等の都市機能や、公共交通等の日常生活において必要な機能が失われ、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されております。このような背景を踏まえ、本市においても、大垣市立地適正化計画を平成30年4月に策定いたしました。

立地適正化計画は、都市全体の構造を見渡し「コンパクト＋ネットワーク」の考えで住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを進めるものでございます。

1ページ、中ほどのイメージ図をご覧ください。青色の破線で示している市街化区域の内側に位置し、青色で着色しておりますのが、居住誘導区域でございます。

居住誘導区域は、人口密度を維持することにより、生活サービス等が持続的に確保されるよう居住を誘導する区域でございます。

居住誘導区域の内側に位置し、赤色で着色しておりますのが、都市機能誘導区域でございます。

都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能を誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。本市における、居住誘導区域及び都市機能誘導区域は、5ページのとおりとなっております。

黒枠の中に黄色で示した区域が居住誘導区域でございます。居住誘導区域は市街化区域の中に設定しています。

都市機能誘導区域は、赤枠で示した「都市の中心拠点」とオレンジ色の枠で示した「地域の生活拠点」の合計9か

所あり、居住誘導区域の中に設定しています。

次に6ページをご覧ください。こちらは「都市機能誘導施設」の一覧でございます。

都市機能誘導施設とは、医療、福祉、商業等の、都市の居住者の福祉や利便のために必要な、都市機能の増進に著しく寄与する施設のことでございます。都市の中心拠点と地域の生活拠点ごとに設定しております。

下の表の、右側の「都市の中心拠点」、「地域の生活拠点」の欄に、「○」が記載されている施設は、計画に位置づける施設であり、具体的には医療や商業、子育て支援施設等になります。また、「△」は、今後の各種計画や施設の立地状況に合わせて位置づけを検討する施設でございます。

次に、7ページをご覧ください。

居住誘導区域内に居住を誘導するための施策、都市機能誘導区域内に都市機能誘導施設を維持・誘導するための施策を記載しております。

各誘導施策については、関連計画に位置づけられている施策を進めていくとともに、国の支援施策や市独自の事業について、居住の誘導の進捗状況により実施を検討することとしております。

次に、12ページ下段の「計画の実現に向けて」をご覧ください。

目標値の設定でございますが、本計画で設定した居住誘導区域内の人口密度は、国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によると、現状のまま推移した場合、目標年次とする令和22年時点で、35.9人/ha と予測されており、平成27年の42.7人/ha から6.8人/ha 低下すると見込まれております。

このため、今後は、本計画における子育て日本一が実感できるコンパクトなまちづくりを目標とした施策を講じながら、平成27年の居住誘導区域内の人口密度42.7人/haの維持を目指すこととしております。

なお、居住誘導区域内の人口を維持することによる定量的な効果を2点挙げております。一つ目の効果は「子育て世代の誘導による年少人口比率の増加」、二つ目の効果は「公共交通の利用促進によるバス利用者数の維持・向上」です。

詳細については、後程、お目通しいただけたらと存じます。以上で、本計画の概要の説明を終わります。

次に、今回の見直しによる主な変更点をご説明させていただきます。

主な変更点としては、3点ございます。

一つ目に、都市機能誘導施設に、地域交流施設や大学等を追加します。

二つ目に、関連計画の各種誘導施策を更新します。

三つ目に、都市再生特別措置法の規定に基づき、第9章において、防災指針を追加することとしております。

そのほか、和暦の表記、各種関連計画の名称や分析に使用するデータを最新のものに更新しております。

続きまして、三つの主な修正点のうち、「都市機能誘導施設の追加」につきまして、6ページをご覧ください。

都市機能誘導施設の、大きい表の一番上の項目、都市の魅力向上施設として「地域交流施設」を追加したほか、表の真ん中より少し下にあります、教育施設として、「大学、高等専門学校」「専修学校、各種学校」を位置づけます。

中心部の人口減少が課題となる中で、「地域交流施設」

の誘導により、コミュニティ活動の拠点が形成され、様々な世代の交流が期待できるほか、「大学等の教育施設」の誘導により、若年世代の流入をはじめ、消費・交流等が促進され、中心部の活性化につながると考えられることから、いずれも「都市の中心拠点」において誘導を図る施設として、「○」としております。

続きまして、三つの主な修正点のうち、「誘導施策の追加」につきまして、7ページをご覧ください。

居住誘導区域内に居住を誘導するための施策として「空家等除却支援事業」や都市機能誘導区域内に都市機能誘導施設を維持・誘導するための施策として、大垣公園等再整備事業等を行う「都市構造再編集中支援事業」等を新たに記載しております。

最後に、三つの主な修正点のうち、「防災指針の追加」につきまして、8ページをご覧ください。

まず、防災指針の趣旨につきましては、本市における災害リスクを的確に捉え、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる防災・減災対策を計画的に実施することにより、コンパクトで安全なまちづくりを推進することを目的としています。

本市では、大部分の地域において浸水リスクがあることから、居住誘導区域から浸水想定区域を除くことは困難であるため、居住誘導区域の変更はせずに、自助、共助、公助による取組を行い、防災まちづくりを推進し、災害リスクの低減を図ることで、居住誘導区域を維持していくものとして、この「防災指針」を策定することとしております。

また、当指針では、市全域と地域別による災害リスクを可視化することで、市民へ災害リスクを周知する役割

も兼ねています。

次に、「災害リスクの把握、分析の考え方」につきましては、分析の対象とする災害の種別を洪水と土砂災害とし、洪水は、L1（計画規模）とL2（想定最大規模）に分けて分析しております。

次に、「計画区域における災害リスクの分析」につきましては、9ページと10ページにございますとおり、居住誘導区域、都市機能誘導区域と浸水想定区域の重ね合わせ図により災害リスクを可視化するとともに、どれだけの人や建物に災害リスクが想定されるかという定量的な分析を行っております。

次に、11ページをご覧ください。ここでは、リスク分析した結果、課題として考えられる事項を四つにまとめ、そのうえで、それぞれの課題を解決するために、三つの取組方針を設定しました。

次に、12ページにまいりまして、先程の取組方針に基づいて、国、県、市が進めている各種計画、事業を具体的な防災施策として位置付け、施策の取組スケジュールとして整理しました。

さらに、すぐ下の表にございますとおり、防災・減災に係る評価指標を「自助」「共助」「公助」の観点から、三つ設定しています。

今後の予定でございますが、本審議会後に本計画における意見照会を実施させていただきまして、そこで出された意見結果や、現在実施中のパブリックコメントの結果を踏まえて、再び本審議会にてご審議いただき、その後、市議会へ本計画の案を報告後、告示を行う予定でございます。

以上で第1号議案の説明を終わらせていただきます。

## 会 長

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

ありがとうございました。なかなか難しい話ではございますが、主には、防災指針が新しく加わりましたという話ですね。

これからの人口問題として、子育て支援だけでは対応できない少子化問題が出てくると考えられていますが、自治体では財政的な面も含めてコンパクトシティを目的としており、その中で施設の統廃合も含めて、よりよい行政サービスが一般市民の皆様に届くように効率的なまちづくりをしていこうというのが、この立地適正化計画の目的であると思います。

近年は、大都市と地方都市の格差というものが色々な意味で広がってきております。例えば、地方都市では商業向けの建物を建築してもそこで買う人がいない、人が集まらず、ほとんどが名古屋等の大都市へ行ってしまう、駅周辺でもなかなか街が発展しない。そうした状況が続けば、都市としての魅力がなくなっていく、やがて地方企業では人材の確保が、非常に難しくなることも考えられます。

そのような時代の中で、立地適正化計画の中に大学や地域交流拠点等を位置づけ、居住誘導区域に人を呼び込もうという説明がありました。

最も大きな変更点は防災指針ということですね。浸水想定区域図等で、危険な所を明らかにし、安全な地区へ誘導していこうというお話だと思います。

例えば、揖斐川の排水機場について、防災指針としてどのようなになっているか等を含めてご説明いただければと思います。

事務局  
(都市計画課長)

ただ今、ご質問をいただきました件についてですが、L1、L2とは、河川の降雨強度、河川の何年に一度の降雨に耐えられるかの整備になります。国直轄管理河川のL1は概ね100年に一度の雨に耐えられるような整備となっており、今、各種事業の方は、国、県、市それぞれで浸水対策に取り組んでおります。

また、水門川の排水機場の建設につきましても、国と県が一体となって整備を進めていただいておりますので、それも治水対策として計画上記載をさせていただいております。当然、市におきましても10か年計画等を立て、排水施設の整備等を進めておりますので、そうした取組も記載させていただいております。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

他の皆様は何かご質問等ございますか。

委 員

概要版の12ページの防災・減災に係る評価指標について、「自助・共助・公助による取組の進捗を確認する」とありますが、指標は「防災関連SNS登録者数」、「自主防災訓練の実施回数」、「防災に係る取組に対する市民満足度」となっており、ハードに関わる部分が無く、ソフトだけで「公助」の取組に対する指標が無いように感じます。この指標の他に何か指標はあるのでしょうか。

事務局  
(都市計画課長)

現在の所はこの三つとなっております。今、おっしゃられたこの公助という意味では、防災に係る取組に対する市民満足度には、治水対策等に対する満足度も含まれていますので、公助に対する評価も含まれていると考え

ております。

委 員

先程、課長がおっしゃられていたように様々な計画があり、それによっていわゆる強靱化といったものが図られていくことが具体的な計画としてあるのであれば、そうしたものも織り込み表現されていた方が良いと思います。今の記載では、非常にソフトな表現となっているため、これをもって公助といわれると少し弱いかなという気がしますので、ご検討をいただければと思います。

会 長

確かにそうですね。計画が進んでいるものは、入れていただいても良いと思います。

それから、今回、都市機能誘導施設に大学を追加されていますが、あえて固有名詞をだされていないのは何か理由はありますか。

事務局  
(都市計画部長)

大垣駅前の再開発について検討する中で大学のサテライトキャンパス等を検討していた時期がありました。今後、同様の話が起こった時に受け皿となるような項目があればと思い、入れさせていただいております。現時点で、具体的な計画等があるわけではございません。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長

わかりました。ありがとうございます。他はどうでしょうか。

私は、これから合理的に行政サービスを行っていくためには、都市施設の統廃合についても記載した方がよいと思います。市の方針にもよると思いますが、本当

委 員

にコンパクトシティを進めていかないと行政サービスの維持が難しくなっていくと思いますので、足すだけではなく、廃止することも一つと捉えても良いのではないかと思います。

または、本当に都市の密度を濃くすることによって行政サービスを良くして、都市格差を是正するような立地条件を作って進んでいただければと思います。

今、都市公園の中で、特に大垣公園の再整備について、市議会の特別委員会が、9月議会から設置され、順次これから準備をしていきたいと思っております。大垣公園はまさに大垣のシンボルパークとして位置づけられており、それに付随する大垣城ホールや、一体の整備が関わってくると思いますが、研修等で色々と学び、市議会ですっかりと検討し、施設の統廃合の観点も含め、よりよいシンボルパークとしての大垣公園を作りたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

もう一つは先程お話があった防災、減災の取組についてですが、ここにも書いてありますように新水門川の排水機の改修工事が10年間の計画のもとに、今、2年間過ぎまして、国から240億円、県から60億円の合計300億円の予算で進めており10年後に完成という予定をしております。

また、質問ですが、11ページにSNS等による避難情報の伝達とありますが、これは具体的にどのように市民に情報伝達をされるのでしょうか。伝達手段の多様化ということでしょうかこのあたりについて少し質問をさせていただきます。

事務局  
(都市計画課長)

先程、委員の方から出ました大垣公園の整備や大垣城ホールの整備については立地適正化計画上の都市機能誘導施設として位置づけております。第1号議案の91ページの下の方に誘導施策の設定において、大垣公園と大垣城ホールの建設を記載させていただいております。

また、防災、減災に係る取組の情報発信については、先程、お話しさせていただいた評価指標のSNSの登録者数に関連した説明になりますが、避難情報や警報が出ますと、携帯に通知が来る大垣市のSNS登録システムがございます。このシステムに登録していただきますと、地震も含め色々な防災関連の情報が登録者に届くようになっておりまして、この登録者数を増やして、皆様に周知を図ると共に自ら情報を入手していただけるような体制を作っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委 員

関連して、もう少しご質問させていただきますが、避難情報やあるいは、先般の台風10号の様な線状降水帯が発生した場合に河川の水位情報、例えば杭瀬川、揖斐川の状況等をいち早く市民の方に伝達するようなシステムはあるのでしょうか。

事務局  
(都市計画課長)

市のホームページに大垣防災というページがございます。そちらの方で河川の水位や雨量等を調べていただけるようになっております。

また、先程申し上げた、メール配信やSNSにより、市民の皆様にお知らせできるような体制を作っております。

委 員

■■■■委員、よろしいでしょうか。

委 員

はい。わかりました。

会 長

しっかり読み込んでおらず申し訳ないのですが、災害の想定として、どうしても大垣は水害が多いですが、地震についても記載されているのでしょうか。耐震化計画等はあるのでしょうか。

事務局  
(都市計画課長)

予想される災害として南海トラフ巨大地震等の地震の震度分布、液状化分布を記載しております。

会 長

そうですか。わかりました。

あと、意外と気づかないのは、新しい感染症だと思います。今後、全く新しい感染症が流行した場合を考え、この立地適正化計画の中での健康面に対する保健所の在り方について一度考えていただけるといいと思います。

委 員

今、会長がお話しされた感染症についてですが、昨日、県の会議において話があり、国が今年中に指針を決め、今年度中に県がガイドラインを作り、来年度は市町村がこれに合わせた形で新たな感染症に対してどういう対応をとるかという体制づくりをするということになっております。

委 員

先程の治水に関してですが、水門川は今、排水機場を作り直してはいますが、これは排水能力としては現状二つあるものが一つになるだけで、実際の排水能力としては変わらないですね。今、国や県の方では、こうした

ハードの物だけでは治水対策としては限界があるということで、河川の流域全体で考えていこうという流域治水に力を入れて取り組んでいますので、市もそうした取組を市民にもっとPRできると思います。

会 長

すみません。流域治水の概念について詳しくご説明をお願いします。

委 員

流域治水はハード面での対策だけではなく、例えば学校の校庭に水を溜める等して洪水の被害を軽減するという考え方です。

会 長

溜められるものは自分の所で溜めてくださいということですね。

昔は土の中へ浸みたものが、今はアスファルト化して溜めることができないといったこともあります。実際には、中心市街地では貯水槽にある程度溜めて、それから水門川に流す仕組みがある様に、しっかり流域全体で防災意識を高めて、防御していきなさいということですね。

委 員

今の流域治水は大事なことだとは思いますが、田んぼに水を溜めることが一番早く、大事なことだと思います。だから、農業の振興に関連しますが、そうしたことを検討してもらうことが治水対策として大切なことではないかと思います。

委 員

■ 委員のおっしゃる田んぼも流域治水の一つです。今、おっしゃられたように、治水対策として畔を高くし

て 水を溜めることができる田んぼで稲を作る農家に対して助成金を出す等、もっと農家の方が積極的にやりやすい方法を作れば良いのではないかと思います。

会 長

どうしても今、国土の強靱化や保全と言うと、東京等の大都市ばかりが話題になりますが、本当は地方がしっかりしないといけないと思います。このことは、立地適正化計画に記載することは難しいと思いますが、流域治水について非常によくわかりました。

委 員

先程の流域治水についてですが、水田に水を溜めるとか、あるいは地下に浸透するような舗装にするとか、緑被率を増やすとか、都市全体として取り組めることがあるはずと考えております。都市部ではアスファルトで舗装して水が浸み込まないようにし、人や車が行き来しやすくした一方で、大垣全体で見たときにはまだ農地が周辺に残っていますので、そういったものを活用するのが一つかなと考えております。

その話にもう一つ関係することとして、申し上げたいのが、近年、地球温暖化、沸騰時代といわれており、夏の暑さ対策等を考えた際に、実際に都市で人がどういう風に歩くかを考えると、やはり樹木が必要ですよね。都市を緑化すると考えたときに地表面だけではなくて、頭の上のところでどういう風にクールダウンのために、樹木の緑を設けるのかというのが、世界的にも重要な課題となっていまして、ヨーロッパの方では緑地面積を増やす施策を取られているような都市もありますので、そういったところもこの立地適正化計画と絡めていった方が良いのではないかと考えております。

また、資料の第1号議案3ページの「コンパクトシティをめぐる誤解」において、「一極集中」ではなく「多極型」と書いてあり、この中に非常に大事なことが書かれていると思っております。それは、「多極ネットワーク型」ということですね。この都市機能誘導区域をどういう風にするとか、そこにどういう都市機能を位置付けるかということはこの多極の「極」を作っていく話だと思えます。

今回の議論の中で少し欠落しているかなと思っておりますのが、ネットワークの所です。例えば、このネットワークが緑のグリーンインフラで繋ぐようなものになる等ということも含めて考えていくことが、多極化した際のネットワークによって都市全体が豊かになる、ということに繋がるものだと考えております。そうしますと、先程の流域治水の話も若干なりとも貢献するかもしれませんし、それが樹木によるネットワークなのか、あるいはビオトープや田園風景等によるネットワークなのかわかりませんが、つまり多極を作った際のその間の部分をどうデザインしていくのかということが、郊外型になりつつあるこういう地方都市においては、重要な視点ではないかと考えております。

会 長

ありがとうございました。

一方、あまり多極化しすぎると、やっぱり人口減になった時には、どこかに集めないといけないとなるため、困る部分もありますね。

委 員

少し前まで、とにかく駅前に集めようというようなことを考える方もおられたので、それは現実的に私権制限

や法規制によってできないため、もっと現実的にできる方法として、まずは多極を作りましょうということだと認識しています。

会 長

はい。わかりました。

色々な方に意見をいただきましたが、この他にはよろしいでしょうか。

委 員

すみません。ウェブから失礼します。■■■■の■■■■です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

少し質問には上がっていたのですが、概要版の方でまず1つコメントがございます。

11ページの中段あたりに防災・減災の取組方針がありまして、取組方針①から③と別れています。

これに対して色々な計画をなされたものが次ページの上の表になり、これに対しての評価として、その下の指標1, 2, 3というふうに、ある程度理解をしております。12ページの上の表については、左の取組方針が先程の取組方針①②③に対応した形で具体的な計画が書かれているかと思われませんが、①②についてはソフト関係、③の河川の排水施設等については、整備だと思いますが、これに対して、指標1, 2, 3の対応が整備に対する評価指標が無いのではないかという所が気になっております。指標1, 2, 3というのはむしろソフト面に対する評価であると思ひまして、整備に対する評価は、整備に対してアクションプランを立ててそれに則って進められていくものだと思いますが、その達成率みたいなものが、評価指標になるのではないかと思います。計画が計画どおり進んでいるかどうかを確認していく作業がいわゆ

る評価かと思しますので、そういう指標があるといいか  
と思います。

もう一点は、質問になりますが、この計画は何年周期  
で見直されるものなののでしょうか。今、5年や10年の周期  
で短期計画、中期計画を考えられていますので、恐らく  
5年周期くらいで見直されていくのかなと思いましたが、  
それについてお尋ねします。例えば、今回、改定された  
部分でSDGsの社会情勢への対応の関係が追記されている  
と思います。このSDGsは2030年までの目標ですので、  
都市計画のマスタープランが2040年までだとすると、  
この記載というのが2030年までの記載になるかと思い  
ます。あるいは、先程のカーボンニュートラルの話  
ですと、当面2030年までの目標がありますが、政府では  
2040年を見据えた国家戦略の策定が行われているので、  
このあたりの改定周期、見直し周期をどのように  
考えられているかお聞かせください。以上です。

事務局

(都市計画課長)

ご指摘ありがとうございます。

指標については検討させていただきたいと思います。  
また、見直しの周期につきましては、国の指針の方で  
概ね5年を周期として見直すということになっており  
ますので、5年でございます。

以上です。

委 員

はい。ありがとうございます。

委 員

取組スケジュールの方の令和22年というのは、すごく  
先の話だなと思いました。通常、総合計画も大体が5年  
または10年で前期後期のセットになっており、10年後で

考えていくのが一般的で、その都度、論点としてここになるということかなと思います。こういう形でこれだけたくさんの分野に係る事柄をご提示いただいて、それで先程の令和22年とあり、何をいったらいいのだろうかという話になってしまいました。都度、これからの5年を目指してここについて重点的に考えて欲しいということで、冒頭のご説明はかなり論点を集約された形でのご説明だと思いますが、それに関わって話をしましょうという形のものなのか、もう全てオープンに令和22年に向けて話していくのかというところが、ちょっとその仕切りをもう少し明確にさせていただけたらなと思います。

事務局  
(都市計画課長)

まず、この立地適正化計画というものが、これ単体で計画として成立していますが、実は市のマスタープランの一部という側面がございます。市のマスタープランは、都市計画法の中では概ね20年後の都市構造を見据えたプランとなっており、令和2年に策定したこともございまして、令和2年から20年後の令和22年を目標年次としております。市のマスタープランではこうした形で目標年次を設定していますので、その一部ということで目標年次を大垣市マスタープランと合わせた形で設定させていただいているというのが、目標年次の説明になります。

立地適正化計画は法律で概ね5年ごとに評価し、必要に応じて見直しを行うこととされています。本市の計画は平成30年4月に策定をしたということで、5年経過した昨年度、令和5年に見直し作業を行いました。その見直しの結果をとりまとめたものを本日、お示しさせていただいています。今後についても、概ね5年を目途に計画を

評価し、必要に応じ見直しを行っていく予定でございます。

事務局  
(都市計画部長)

発言の途中ではございますが、委員の中で次の予定の時間が迫っている方がみえます。■■■■副会長と■■■■委員、■■■■委員がここで退席されます。今回の議案に関しては継続審議ということになっておりますので、資料をお持ち帰りいただき、ご意見等いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長

わかりました。では、■■■■副会長と■■■■委員、■■■■委員はここで退席となります。

※ ■■■■副会長、■■■■委員、■■■■委員 退席

他に何かご意見無ければ、次の第2号議題に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員

すみません。初めての参加で恐縮ですが、質問がございます。

「子育て日本一が実感できるコンパクトなまちづくり」を目標に掲げていらっしゃると思いますが、子育て世代が住みたいと思う魅力あるまちというのはやはり、生活動線が全てコンパクトに収まっていて、色々な事に時短で取り組めるということだと思います。共働きでこどもを幼稚園に送り、学校に送り、仕事に行って、こどもが病気の時に預ける場所がある、そういった安心感から、この土地に住みたいというような魅力を感じるのだと思います。91ページに、子育て世代への住居の支援手当、新しく住宅を構えると、費用の一部を補助するという風にあります。こうした補助だけではなく、具体的に

学校や医療福祉、お店等が集約化されるような施策はあるのでしょうか。

会 長

最初に申しましたコンパクトシティというのは、多分、そういうことなのだろうと思います。職場等全てが家から近いところに固まっていることが住みやすいということなのだろうと思いますが、そういう形になっていく将来計画に則ってこれらの施策を作っているのでしょうかというご質問ということでよろしいでしょうか。

委 員

はい、結構です。

また子育て世代だけでなく少子高齢化に伴って、市外の方たちもやはり大垣市に住みたいと思っていただけるような街を作っていかなければならないと思いますが、それはどのように具体化しようとされているのでしょうか。

事務局  
(都市計画課長)

どちらかという、立地適正化計画は、ご質問いただいたような積極的なまちづくりをすることが起点になっているわけではありません。

例えば74ページをご覧くださいますと、こちらに都市機能誘導区域と居住誘導区域をあわせて図示をさせていただいております。少子高齢化で人口が減少していくことが将来的に見込まれる中で、もし、それを放置した状態で時間が経過しますと、お客さんがいなくなって店舗が閉店したり、家から遠くにある学校へ通わないといけなくなったり、そういう生活の不利益が生じると考えられます。一番初めに車戸会長がお話されたような公共施設自体も拡散していると維持管理にお金が

かかってしまうというお話も踏まえまして、居住を誘導するような拠点というものを設定しております。

そして、74ページにある赤坂、宇留生、中川、三城、安井を都市機能誘導区域という拠点とし、拠点において、公共施設等を積極的に整備していくと、生活基盤がある程度維持され、そこならば皆さん住みやすいということで、緩やかに居住者の皆様が移動してくる。逆に、それ以外のところは人が減っていくということではあります。そのくらい集約をしていかないと、公共施設の維持も色々なサービスの提供も、今のままでは困難になるので、今あるサービスを提供できる場所を限定することで、そこに皆さんに移動していただいて、人口密度が維持されていれば、そこにおけるサービスは提供しやすくなる。そういったまちづくりを目指しましょうという考え方で、今の計画はまとめております。以上でございます。

委 員

ありがとうございます。

会 長

よろしいでしょうか？

委 員

先程の発言をお伺いして、認識のずれがあるということに気づきましたので、発言させていただきます。

この立地適正化計画が財政や社会インフラを今後どのように維持させていくかという側面のボーダーラインと言いますか、こういう風にしていかないと維持できないという境目の部分を見ている計画だとする認識と、もう一つは、ボーダーではなく目指すべきところと位置付けるかで、大きく見え方が変わるかなと思いました。

先程の■■委員のご指摘というのは、後者の方を見ているのかなと思いました。つまり、子育て世代を誘導するためにはこういう施策が要りますよねという話だと思いました。

子育て世帯への取組としてはこういうことも必要である、という論点になるかと思いますが、お答えになったのはそのボーダーラインの話だったので、その乖離があるのかなと思います。

私は、これはどちらも大事な視点だと思っていて、他の市町村さんの立地適正化計画等も拝見していて、こういうのが足りないのかなと思っていることがあります。それはまさに目指す目標の部分で人口密度や社会インフラがこうで、どういう風にコンパクトにしていくかというボーダーラインの話は、推計値等を使って数字で表すことができます。ただ、それで見たときに同規模の都市は全て一緒になりますが、それはそんなことはないはずで、元々持っている文化やその地の利が違うので、「わがまち」はこういうものを目指そうという部分が必要になるはずです。ちょっとその部分がまだ薄いのではないかなという風に感じています。

それが、先程、私自身が発言したことに繋がりますが、大垣は、まだ農地等、緑の部分が非常に多いという中で、例えば水と緑、水のまち大垣といったときに水だけをイメージする人は多分いないだろうと思います。水門川があつてその上に桜並木があつてと、必ず緑とセットでイメージする人が多いと思いますが、でも、そういう意味でもきちんとその都市空間として、どういうイメージのまちにしていくのかという視点をきちんと作っていくと、それがボーダーラインとしての立地適正

化計画を超えた、目標としての計画になっていくのではないかと考えます。

会 長

よろしゅうございますか。ちょっと難しいですが、わかりましたでしょうか。

立地適正化計画は、厚生労働省や経済産業省ではなく、どちらかという基本は国土交通省系の構成になっていて、インフラ的なものであるのに対して、今、ご質問いただいたのは、総務省や厚生労働省的なお話になるかと思います。

国土交通省系のインフラ的なお話しをベースに、歴史や文化をはじめとする様々な要素を加えながらまちづくりを今後やっていくと、思っていただけだと思います。

もしよろしければ、これで第1号議案を終了させていただきます。

続きまして、第2号議案「大垣市景観計画の変更について」を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

(都市計画課長)

それでは、第2号議案「大垣市景観計画の変更について」のご説明をさせていただきます。

本計画は、平成20年12月に策定されたもので、本市の良好な景観形成を図るために、大垣らしいまちの景観を守り、育て、創り上げるとともに、景観要素の整序を図り、美しく魅力的で調和のとれた景観づくりを目標として、その実現のための方針を設定しております。本市ではこの計画に基づき、総合的かつ計画的に都市の景観まちづくりを推進してまいりました。

今回の改定は、景観法に基づき、令和4年度に大垣城を

景観重要建造物に指定したことを契機に、令和5年度に実施した大垣城の眺望景観調査の結果を踏まえたものです。

なお、本改定にあたり、パブリックコメントを10月1日から10月30日までの期間で実施しております。

主な改定内容ですが、第2号議案 参考資料の、「大垣市景観計画一部改定（素案）概要版」をご確認ください。

2ページの「景観計画の変更箇所」をご覧ください。

主な改定内容は次の4点です。

一つ目に、新たに「大垣城周辺の情景区域を」追加します。

二つ目に、新区域の景観形成方針の策定、大垣城を眺望できる視点場を整理し、保全する景観を選定いたします。

三つ目に、景観形成のために必要な行為の制限を追加します。

四つ目に、大垣城天守周辺に景観形成重点地域を指定し、より詳細な「行為の制限」を設定いたしております。

それでは、順にご説明申し上げます。

2ページの景観計画区域をご覧ください。

景観計画では、市全体の良好な景観の形成を図り、大垣らしい魅力あるまちづくりを推進する必要があることから、景観計画に定める景観計画区域は市域全体としています。

この景観計画区域は、地域に応じた景観形成を図るために、これまでは四つの区域に区分していました。ここに、新たに「大垣城周辺の情景区域」を加え、五つの区域区分といたします。市街地商業地域である「賑わい

の情景区域」内で、大垣城周辺の15haを「大垣城周辺の情景区域」といたします。対象区域は郭町、丸の内、高砂町となります。

次に、3ページの景観形成に関わる方針をご覧ください。

新たに設定する「大垣城周辺の情景区域」における景観形成に関する三つの方針を定めます。

一つ目は、大垣城と城下町のイメージを高める景観を形成していきます。

二つ目は、大垣市において重要な歴史的シンボルである大垣城天守の眺望景観の保全を図ります。

三つ目は、大垣城を取り巻く環境について、天守を視対象としたときの眺望と、天守展望室からの眺望に分けて保全します。

4ページから7ページまでは眺望景観の種類、視点場について記載しております。

眺望景観の種類としては、4ページの表にありますとおり、天守を視対象とした「絵姿景観」「背景景観」「見通しの景観」、天守展望室からの「パノラマ景観」「見通しの景観」があります。

5ページにまいりまして、将来にわたって保全すべき景観がある視点場として6か所を選定しました。

次に、8ページの(3)景観形成のための行為の制限をご覧ください。

大垣城周辺の情景区域における建築物や工作物の高さや色彩について制限を設け、周辺景観との調和を図ります。

高さについては、天守の絵姿景観を阻害しないために、

天守のスカイランを超えない高さとする等、天守眺望景観及び展望室からの眺望景観の保全に配慮を求めます。

また、色彩による修景を行い、周辺景観への調和を図ります。

次に、9ページの(4)景観形成重点地域をご覧ください。

大垣市には、歴史街道、田園地域、住宅地、自然景観、都市機能拠点等、多様な個性的まちなみが存在します。これらの魅力を高めるため、景観形成重点地域を指定し、地域独自の景観形成方針や行為制限を定めます。

重点地域では建築物等のほぼすべての行為に届出が必要となり、これにより地域住民や事業者の景観形成への意識を高め、市は景観形成方針の遵守を確認します。

次に、10ページをご覧ください。

今回の改定では、本丸の東側、北側、西側の範囲を「城郭・武家屋敷景観形成重点地域」として指定します。

かつての城郭、武家屋敷通りの風情を醸し出すため、主に外構（門、塀、生垣、石垣等）の修景整備を基本とした景観形成を図ります。

駅通りに面した場所は、商業地域を考慮し、町屋風のまちなみ景観に誘導します。

対象地域は郭町及び丸の内の一部で、面積は約3.6haです。

次に、11ページをご覧ください。

城郭・武家屋敷景観形成重点地域における景観形成のための行為の制限となります。

大垣城周辺に、かつての城郭や武家屋敷、城下町の雰囲気醸し出すことで、大垣城を中心とした歴史的な佇まいを感じられるまちづくりを推進し、まちなかへ

新たな賑わいと良好な居住空間を創出することを目指すために、「大垣城周辺の情景区域」の制限に加え、より詳細な行為の制限を設定します。

具体的には、天守展望室からの眺望を阻害しないよう、建築物の高さを地盤面から20m以下に規制します。

次に、14ページをご覧ください。

城郭・武家屋敷景観形成重点地域での景観形成のイメージです。

掲載している写真は昭和初期のものとなります。このようなイメージを景観形成重点地域の基本とし、修景整備を誘導してまいります。

次に、15ページにまいりまして、今後は、住民の機運の醸成を図りながら、「城郭・武家屋敷景観形成重点地域」を「大垣城周辺の景観区域」全体へ拡張することを検討します。

今後の予定でございますが、本審議会後に本計画における意見照会を実施させていただきまして、そこで出された意見結果や、現在実施中のパブリックコメントの結果を踏まえて、本年12月議会にその結果を報告した後、再び本審議会にてご審議いただき、市議会へ報告後、告示を行う予定です。

この景観計画の改定により、大垣城天守の眺望を未来に引き継ぎ、良好な景観を保全するための新たな方策や指針を示し、歴史的景観と調和した魅力ある都市の景観まちづくりを推進していきます。

以上で第2号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

はい。ありがとうございました。少し難しい問題です

ね。この視覚の問題というのは非常に難しい問題で個人の自由財産を制限する性格の部分もありますので、慎重に進める必要があります。

一つ先にお尋ねしますが、これはガイドライン的なものでしょうか。

事務局  
(都市計画課長)

はい。会長のおっしゃられるとおりでございます。私どもが今示しておりますのは、あくまでもガイドラインとしてお示しをさせていただいております。

会 長

はい。わかりました。皆さんには、これはガイドライン的なものであると念頭に置いて考えていただければと思います。

極端な例ですと、大垣城が見える、大垣城からどこかが見えるという見る見られるという関係もありますが、具体的には、「駅通りのアーケードがあるとお城が見えない、じゃあアーケードはどうするのか」という話や、距離を置けば見えるという話になったりと色々な難しい問題があります。

ただ、せっかくの大垣のアイデンティである大垣城をシンボリックにランドマークとして見えるようにしていくということも含めてですが、一定の階数以上の建物は建てないでくださいというわけにもいきませんので、これは周辺住民の皆さんの意識の問題でもあるので大変難しい問題だと思います。

大垣城をこの領域のこの角度から見えるようにしましょうということで、高さ制限的なお話であると思います。

ご意見ありましたら、お願いします。

委 員

はい。ランドマークとして認知されるような景観をつくるのも一つですし、もう一つ、こういう領域があることで、まちのイメージが形成されるということもあり、どちらかというところ、それに近いのかなと思いながらこの景観計画を拝見していました。

先程、会長が事務局にご質問されたことと関連しますが、これはこういう風を守ることで、補助金が出るとか何らかの誘導施策があるものなののでしょうか。

事務局  
(都市計画課長)

はい。現行の景観計画の中には美濃路や中山道等、城郭以外の部分の補助金等がございます。今回、重点区域を設け、何らかの形で補助できるものを、今後しっかりと考えて参りたいと思っております。大垣城の天守、展望室の上からちゃんと覗くことができるような、どこからでもお城が見えるような、先程お話しがあったランドマーク的なものを皆さんに観ていただく、城下町らしい大垣をしっかりと形成していく、それを景観として残していくということを目指して、この計画を作って、地域の皆様にもご協力をいただきながら、会長のお話にもありましたとおり、個人の財産といった難しいお話ではありますが、進めて参りたいと思っておりますので、今後、補助等についてももしっかりと考えて参ります。

よろしくお願いいたします。

会 長

そうですね。大変に難しいと思います。大垣市はお城の天守があつて、JRの駅があつて、中心市街地にあるべきものがコンパクトに収まっているという都市らしい都市だと思います。

お城と城郭、お堀があつて、昔ながらの行政のものが

あり、歴史と文化がコンパクトに形成されている都市は、この西濃地域では珍しく、なかなかない都市形態だろうと思っております。そして、そうしたものをなるべく守っていこうということが、この計画の趣旨だと思います。

一つ参考になるかはわかりませんが、昔、19世紀末に開催されたパリ万博のエッフェル塔の建設の際に、当時のインテリと呼ばれる芸術家たちは、パリの街に相応しくないと反対運動を起こしましたが、先頃のパリオリンピックでは、わずか100年前のことが嘘のように、今度はエッフェル塔がパリのシンボルとして扱われていました。文明と文化はそうした難しい歴史の中にあり、遺るものと遺すものというのは、時代の流れの中にあるものです。

確かに昔は大垣城が一番高い建物だったのだろーと思えます。しかし、今の文明社会の中では、そういったものをどういう形でどう捉えて、より良い都市にしていくかという新しい問題だろうと思えます。

先程、ご質問にもありました子育ての問題も一緒にして、この形態と住みよさと利便性等色々なものを含めて捉えていかないといけないという非常に難しい問題です。

ただ、こういう計画を作って、一番の目標は、やはりどういう形で大垣を愛して、大垣のシンボルを守りながら、大垣をもっと良くしていこうという所は、誰もが考えていることだと思いますので、そこから様々な案が出てくるのだろーと思っています。

何かご質問はありますか。

委 員

ふと思ったのですが、長い年月の経過の中で大垣城は、お堀のほとんどを無くしてしまっています。

そうした中で、今回の計画は、何年先を見据えているのか分かりませんが、皆さんの理解・協力を得ながら本当に気の遠くなるような年数が必要になるのだらうと思います。

エッフェル塔のお話と一緒に、今、これを協議して、お城を遺せばいいと皆さんが賛同されても、次の世代、そのまた次の世代の時には違う意見が採用されるかも知れないですし、ビルを建てたいのに景観計画があつて建てられない等、私的な財産に制限をかけることで、色々な問題も起きてくるのではないかと考えると、非常に難しいなというのが正直な思いです。

会 長

恐らく、城郭の中だけでもなんとかなればということだと思います。よく例に出すのは、文教協会の事業でSDGsをテーマとしたお化けのキャラクターの募集があり、応募作品の中に人が建物や風景を大切にしないと悲しくなって飛んで行ってしまう「シロオバーケ」という作品があり、高い建物はダメだと議会でも話題になったと聞いています。それも少し難しくて、東京駅のある丸の内でも「皇居が見えないから高いビルは壊せ」といった話もありますが、そういうわけにもいかないものですから、現状の中でここだけでも保全しようという所からまず進められないかというお話ですね。

先程から何度も申し上げますが、そういう意識を持ちながら、お城で始まる大垣のまちを観てもらうため、気を遣ってくださいという所かなと私は理解して

います。

あくまでこれで制限を設けるというよりは、お願いということだと思います。

一度、これをよく読んでいただいて、様々な意見があると思いますので、それぞれのお立場で見ていただけたらと思います。

これはなかなか難しい問題でして、以前、東京大学の川口健一先生が関東大震災の100周年のシンポジウムに向けたメールマガジンの中で、「過去」に比べて、「未来」は圧倒的に長いが、ピラミッドや法隆寺は目に見えるために、私たちは見ることができない未来を軽視しがちである。未来を可視化するには目標とするビジョンが必要で、ビジョンを描くには「未来」へ引き継ぐものを吟味しなくてはならないので、「賢く遺す」と同時に「遺さない」ための知恵と技術が必要とされるとお書きになっていて、大変良いことが書いてあるなと私は思いました。大垣城に置き換えますと、単に周りに新しい建物を建ててはいけないと言うのではなくて、過去から守られてきた大垣城をどのように未来へ賢く遺すのかを意識して新しい建物を建てる必要があるということだと思っております。

よろしいでしょうか。その他にご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

こちらの議案につきましても、次回審議会において継続審議とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

せつかくの機会ですので、全体を通して、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

本日の議事は以上で全ての審議が終了いたしました。

傍聴の方につきましては、ご退出いただきますようお願いいたします。

※ 傍聴者の退出

せっかくの機会ですので、全体を通して、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

私の方から一言だけ申し上げます。以前に、都市計画景観審議会でお諮りいただいた大垣駅南前地区の再開発につきまして、現在、建物の階数や、施設用途の変更等について、検討が行われております。今後、固まりましたらこちらの審議会に一度かけさせてもらおうと思っております。その節はどうぞよろしくお願いいたします。

その他何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、進行を事務局にお返しさせていただきます。

事務局  
(都市計画部長)

■■■■ 会長をはじめ、委員の皆様には、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

また、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。本日いただいたご意見につきましては、計画に反映すると共に、今後の都市計画に活用させていただきたいと思います。

本日、ご説明した二つの計画につきましては、意見照会をさせていただきますので、ご意見がある場合は、お配りさせていただいた「第33回大垣市都市計画景観審議会 意見書」にて11月18日（月）までに、提出いただけたらと思っております。なお、意見がない場合は提出不要です。

今後の都市計画景観審議会の予定案件といたしまして

は、今回、継続審議といたしました立地適正化計画、景観計画の変更についてのほか、大垣市都市計画マスタープランの変更のほか、会長からお話しのあった再開発について等を予定しております。なお、次回の審議会は令和7年2月頃を予定しております。

本日も委員の皆様のご協力により会議を円滑に進行することができました。重ねて厚くお礼申し上げます。

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。

お気をつけてお帰りくださいませ。

本日は、誠にありがとうございました。

(閉会時刻 午後2時45分)

# 大垣市都市計画景観審議会

会 長

議事録署名者

議事録署名者